

新制度の利用者負担について

1 現在の保育園の運営費と保育料のしくみ

(1) 保育園の運営費について

保育園の運営費用は、保育の実施に伴い最低基準を維持するための費用とされ、事業費、人件費、管理費の範囲の経費とし、地域別、定員別、年齢別等事項を取り入れ一人あたりの保育単価が決まっています。保育単価とは、児童一人あたりを受け入れるのに必要最低限かかる経費としています。そして保育単価に受け入れ児童数を乗じたものを支弁額といいます。

国が定める基準により支弁する運営費の負担割合は、国が定める徴収基準により算出した保育料を控除し、1/2 を国が、1/4 を都が、1/4 を市が負担することになっています。なお、保護者負担（保育料）と国、都、市により賄われる公費負担の割合は概ね、4：6 となっています。

保育園の運営に要する費用（国基準運営費） 人件費、管理費、事業費			
①国基準での保護者負担	②保護者負担を差し引いた額		
	国（1/2）	都（1/4）	市（1/4）
40%	30%	15%	15%

(2) 保育料について

保育料は、児童福祉法第 56 条により、「扶養義務者から家計に与える影響を考慮して児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる」とされており、各自治体ごとに保育料を設定しています。国は徴収基準額を定めています（資料 7）。

基本的には扶養義務者の所得に応じて決めており、基本的には前年の所得税によって保育料が算定され、所得税が非課税の場合、前年度の市民税の状況で保育料が決まります。所得税が高くなれば保育料も高くなります。所得税が低くなれば保育料も安くなります。

福生市では、国の基準に基づき年齢、所得階層によって国基準額の 21.8%から 66.2%で設定しています。現在の保育料は、平成 14 年 4 月 1 日に保育料 2.7%の引き上げとする改定を行いました。その後、子育て家庭への財政的負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境を整えるため改定を見送っております。

* 国基準による保護者負担割合

国基準での保護者負担 462,098,380 円（25 年度実績）	
保護者負担（44.2%） 204,440,400 円	市負担（55.8%） 257,657,880 円

(3) 26市の状況等(資料7)

保育料改定に対する基本的な考えは国基準の50%としている市が14市、60%としている市が2市あり、国基準に対する徴収割合の実績額も平均49.1%となっています。

福生市は昭和60年の「福生市保育所措置費調査専門委員会」の答申に基づき、国基準の60%を徴収割合とする目標としていますが、保護者の経済的負担を考慮し、保育料を設定していますことから、24年度現在43.7%と26市で最も低い値となっています。

2 新支援制度の利用者負担について

(1) 公定価格について

国は幼稚園、認定こども園、保育園の教育保育に要する費用の基準額(公定価格)を定め、利用者負担額(保育料)を控除した額を「施設型給付」として施設に支払います。

また、私立保育園は、児童福祉法に保育は市が実施することとされていることから、保育に要する費用は施設型給付でなく、現行制度と同様に委託費として支払います。

新制度の利用者負担は応能負担として、国が基準額を定め、利用者負担を差し引いた額の負担割合も現行制度と同様、国1/2、都1/4、市1/4となっています。

(2) 新制度における利用者負担(資料6)

国が定めた新制度における利用者負担のイメージは、法律で世帯の所得の状況(応能負担)その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園、保育園の利用者負担の水準を基に検討し、決められたものです。

最終的な利用者負担の額については、国が定める水準を限度として、新制度の実施主体である市が定めます。

①所得階層の水準

教育標準時間認定を受けた子(主に幼稚園) 現行の保護者に対する就園奨励費補助金と同様5区分、保育認定を受ける子は現行の国基準同様8区分としています。

②所得階層区分の決定方法

新制度の利用者負担の所得階層の区分を決定するにあたっては、市町村民税の所得割額を基に行うこととしています。(9月に切替え)

③多子軽減の取り扱い

現行の幼稚園、保育園の取扱いと同様、2人目は1人目の半額、3人目以降は0円とします。